

## 国道ののり面に植樹されている樹木を伐採してほしい

### このような相談がありました

国道ののり面に植樹されている樹木は、斜めに大きく傾き、枝葉が近くの電線に干渉している。また、幹の根元に空洞化している箇所があり、倒木の危険性があるので伐採してほしい。

### 改善前

幹が大きく傾いていて、しかも根元が空洞化して、今にも倒れそう



### 改善後



### 伐採作業の様子



### このように解決しました

相談を受けた行政相談委員は、現地を確認するとともに旭川行政相談センターに相談内容を報告しました。

旭川行政相談センターは、国道を管理している開発建設部に相談内容を伝え、対応を依頼した結果、樹木が伐採されることとなりました。

**解決**

## トンネル内の照明を点灯させてほしい

### このような相談がありました

トンネル内に点灯していない照明がある。視界が確保できず、安全運転に支障があるので、トンネル内の照明を点灯させてほしい。

暗いなあ

改善前

改善後

解決

### このように解決しました

相談を受けた行政相談委員は、現地を確認し、相談内容を旭川行政相談センター連絡しました。旭川行政相談センターが、現地を確認したところ、一部点灯していない照明があることが分かり、国道を管理している開発建設部に相談内容を伝え、対応を依頼しました。

その結果、応急処置として照明器具が設置され、トンネル内が明るくなり、安全に走行できるようになりました。また、今後、トンネル全体の照明が照度が高く耐久性がある LED に交換されるとのことでした。

## 国道にある跨線橋の上を車が通るたびに大きな音が響いて困っている

### このような相談がありました

国道にある跨線橋の路面に継ぎ目があり、その上を車が通るたびに大きな音が響き、困っているのを補修してほしい。



### ▼ 伸縮装置の交換工事の様子



伸縮装置の交換完了 ▶

### このように解決しました

相談を受けた行政相談委員は、現地を確認するとともに騒音を録音して、旭川行政相談センターに相談内容を伝えました。

旭川行政相談センターは、国道を管理している開発建設部に相談内容を伝え、対応を依頼した結果、騒音の原因は跨線橋の伸縮装置(\*)の劣化であることが判明し、伸縮装置が交換され、車が通る時の騒音が軽減されました。

※ 伸縮装置とは橋梁の路面端部に設置されるもので、気温の変化による橋梁の伸縮、地震時および車両の通行にともなう橋梁の変形を吸収し、自動車や人が支障なく通行できるようにするものです。

**解決**

## 安全に踏切を渡るために、線路沿いに繁茂した雑草を刈ってほしい

### このような相談がありました

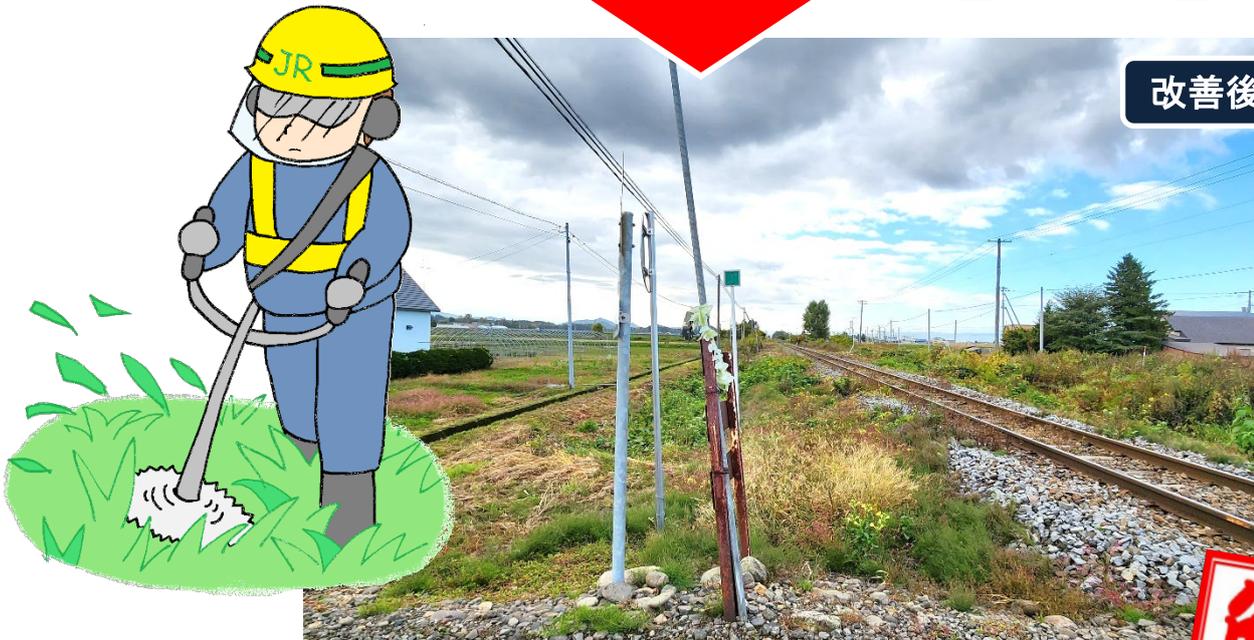
自宅付近の踏切は警報器及び遮断機がなく、車で踏切を渡る際には、列車が接近していないか目視で確認しているが、線路沿いに雑草が繁茂しているため、見通しが悪く、危険を感じている。安全に踏切を渡るために、草刈りをしてほしい。

改善前



草ボーボーで  
列車が来ているか  
どうか見えないわ

改善後



### このように解決しました

相談を受けた行政相談委員は、現地を確認し、旭川行政相談センターに相談内容を報告しました。

旭川行政相談センターは、線路を管理している北海道旅客鉄道株式会社に対応を依頼した結果、草刈りが実施され、遠くまで見通せるようになりました。

解決

## 交通事故が多発している五叉路を、安全に通行できるようにしてほしい

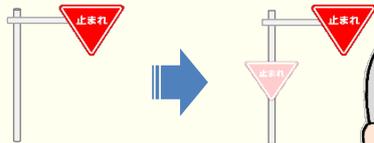
### このような相談がありました

道道と町道が交差する五叉路は、幹線道路への通り道として町道がカーナビに表示されることがあり、交通量が増加している。しかし道道側が優先道路であるにもかかわらず、土地勘のないドライバーが、町道を一時停止をせずに交差点に進入してしまい、道道を通行する車両との交通事故が多発している。五叉路を、安全に通行できるよう対策を講じてほしい。

事故が多発する原因は、

### 「一時停止の標識の見落とし」

なので、事故防止の対策案の一つとして



一時停止の標識を、低い位置にも設置して注意喚起してはどうだろうか。



改善前



改善後

### このように解決しました

相談を受けた行政相談委員は、現地を確認し、旭川行政相談センターに相談内容および委員自身が考える対策案を報告しました。

旭川行政相談センターは、規制標識を管理している北海道警察に情報提供した結果、交差点に近づいてもドライバーから標識が視認しやすい低い位置にも一時停止の標識が設置されました。

**解決**

## バス停に待合所を設置してほしい

### このような相談がありました

高校近くにあるバス停には待合所が設置されておらず、急な雨や雪を避けることができない。バス通学している学生のために、バス停に待合所を設置してほしい。



※ ユニットハウスとは、工場で作成してから現場に運んで設置する簡易的な建物

### このように解決しました

相談を受けた行政相談委員は、相談内容について、相談者と役場の担当者を交えて話し合ってはどうかと提案しました。

その結果、バス停付近の住民から、使用していない車庫を無償で貸してくれることとなり、車庫を待合所として利用することができるようになりました。

解決

# 水道料金の伝票を読みやすくしてほしい

## このような相談がありました

水道料金の伝票の文字が小さく、薄い色で印刷されているため読みづらい。  
水道料金の伝票を読みやすくしてほしい。

### 改善前

ご使用水量のお知らせ

お客様番号 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇

今回の指針①  
前回の指針②  
旧メーターの使用水量③  
今回の使用水量①-②+③

(参考) 前回使用料 m 前年同月使用料 m

水道料金	△, △△△	円
(水道内消費税相当額)	△△△	円
下水道使用料	△, △△△	円
(下水道内消費税相当額)	△△△	円
ご請求予定額	△, △△△	円

(このお知らせ票では料金のお支払いはできません。)

検針日 検針員

口座振替領収書

使用水量	* m
水道料金	* 円
(水道内消費税相当額)	* 円
下水道使用料	* 円
(下水道内消費税相当額)	* 円
合計金額	* 円
振替日	*****

上記の金額をご指定の口座より振替いたしました。

町長

眼鏡が合わなくなったのかしら

目を皿のようにして見ても読めない...



### 改善後

ご使用水量のお知らせ

令和 年 月 分( 月 日 ~ 月 日 使用分)

お客様番号 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇

1条通1丁目1番地1

■■■■■ 様

今回の指針① 〇〇〇 m  
前回の指針② 〇〇〇 m  
旧メーターの使用水量③ \* m  
今回の使用水量①-②+③ 〇〇 m

(参考) 前回使用料 m 前年同月使用料 m

水道料金	△, △△△	円
(水道内消費税相当額) (10%)	△△△	円
下水道使用料	△, △△△	円
(下水道内消費税相当額) (10%)	△△△	円
ご請求予定額	△, △△△	円

今月の納期限は令和 年 月 日です  
(このお知らせ票では料金のお支払はできません。)

検針日 令和 年 月 日 検針員 水道課

口座振替領収書

使用水量	
水道料金	
(水道内消費税相当額)	( )
下水道使用料	
(下水道内消費税相当額)	( )
合計金額	
振替日	

上記の金額をご指定の口座より振替いたしました。

水道・TO-〇〇〇-〇〇〇 ■■■ 町長  
下水道・TO-〇〇〇-〇〇〇

このお知らせ票は適格請求書として使用できます。

読みやすい!!

眼鏡のせいではなかったのね



## このように解決しました

相談を受けた行政相談委員は、水道料金の伝票を発行している役場に、相談内容を連絡しました。その結果、文字が大きく、濃くなった新様式に見直されることとなりました。

なお、旧様式の伝票の在庫が残っていることから、比較的、高齢者世帯が多い地域から新様式を使用し、順次、旧様式から新様式に変更されることになりました。

## 「すべての通信を停止する」と総務省職員を名乗る電話がきて不安である

### このような相談がありました

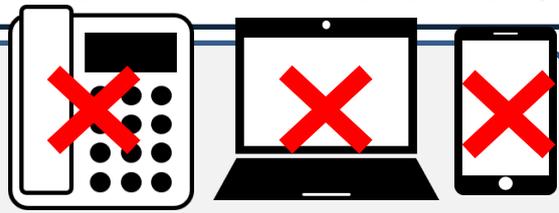
固定電話に、総務省電波監理審議会を名乗り「2時間以内にすべての通信を停止する」との説明の後、詳細についてはダイヤル1を押してオペレーターにつなぐように誘導する電話がきた。

総務省では、本当にこのような電話を個人の自宅にかけているのか、教えてほしい。

怪しい…



オペレーターにお繋ぎをご希望の方は1を押してください。



総務省からの重要なお知らせになります。こちらは総務省電波監理審議会です。あと2時間で現在お使いになられている通信機器すべての通信サービスを停止させていただきます。

## 総務省職員を名乗る不審電話

分かりました。情報提供ありがとうございます。



行政相談委員は、地域内で同じような詐欺電話がかかってくる可能性があると考え、最寄りの駐在所に連絡し、住民に対し注意喚起を促すようお願いをしました。

くと、いった電話がかかってきたの。旭川行政相談センターで何か聞いている？



お気を付けてください。その電話、総務省をかたる新手法の詐欺です。



### このように解決しました

不審な電話を受けた行政相談委員が、旭川行政相談センターに確認したところ、総務省電波監理審議会は実在しない架空の組織であり、新手法の詐欺であるとともに、総務省から電話や通信の利用に関して、個人に電話をしたりすることは一切ないことが分かりました。

行政相談委員は、地域内で同じような詐欺電話がかかってくる可能性があると考え、最寄りの駐在所に連絡し、住民に対し注意喚起を促すようお願いをしました。